

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年7月22日(2004.7.22)

【公開番号】特開2002-315882(P2002-315882A)

【公開日】平成14年10月29日(2002.10.29)

【出願番号】特願2001-124802(P2001-124802)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 B

【手続補正書】

【提出日】平成15年6月30日(2003.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面枠の表側に取り付けられた遊技盤と、

前記前面枠の裏側に取り付けられた裏機構盤と、

前記遊技盤裏側に備えられた遊技盤裏面構成部材と、

遊技に関する制御を行う制御装置とを有し、

該制御装置に電源供給可能な電源装置が、前記前面枠の裏側の所定位置に取り付けられた遊技機において、

前記裏機構盤は、

中央に開口部を有すると共に、該開口部から前記遊技盤裏面構成部材の一部が当該遊技機の裏側に露出するような状態で配設され、かつ、異なる種類の前記電源装置を取付可能な共通取付部が設けられており、

前記遊技盤裏面構成部材の裏面及び電源装置には、それぞれ係合部を設け、

前記電源装置が前記裏機構盤の共通取付部に取り付けられる際に、電源装置が機能的に当該遊技盤に適合する場合に限り、前記係合部同士が係合するようになっていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記遊技盤裏面構成部材の裏面の係合部が突出部となっており、

前記電源装置の係合部が前記突出部に嵌合する嵌合部となっていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

この発明は、上記のような問題点を解決するためになされたもので、遊技盤に適合する電源を供給可能な電源装置のみが遊技機に取付可能であり、遊技盤に適合しない電源装置は遊技機に取付できない構造を有する遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するため、請求項1記載の発明は、前面枠の表側に取り付けられた遊技盤と、前記前面枠の裏側に取り付けられた裏機構盤と、前記遊技盤裏側に備えられた遊技盤裏面構成部材と、遊技に関する制御を行う制御装置とを有し、

該制御装置に電源供給可能な電源装置が、前記前面枠の裏側の所定位置に取り付けられた遊技機において、前記裏機構盤は、中央に開口部を有すると共に、該開口部から前記遊技盤裏面構成部材の一部が当該遊技機の裏側に露出するような状態で配設され、かつ、異なる種類の前記電源装置を取付可能な共通取付部が設けられており、前記遊技盤裏面構成部材の裏面及び電源装置には、それぞれ係合部を設け、前記電源装置が前記裏機構盤の共通取付部に取り付けられる際に、電源装置が機能的に当該遊技盤に適合する場合に限り、前記係合部同士が係合するようになっていることを特徴としている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

ここで、「電源装置が機能的に遊技盤に適合する」とは、電源装置が当該遊技盤の制御装置において使用する全ての電源を供給可能になっている等、当該電源装置を取り付けて遊技盤に不具合を生じさせない条件が整っていることをいう。また、電源装置が遊技盤に機能的に適合する場合に限り係合部同士が係合するような構成としては、使用する電源が異なる遊技盤毎に、遊技盤裏面構成部材の係合部が設けられる位置を変え、かつ、それぞれの遊技盤に機能的に適合する電源装置は、当該遊技盤に合わせて係合部を設けることが挙げられる。なお、係合部の位置に限らず、係合部の形状、大きさ等を変えて良いし、さらに、これらを複合的に変えるようにしても良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

遊技機においては、遊技盤に多くの電気部品が設けられており、この電気部品に応じて必要な電源の種類が異なることが多い。そのため、遊技盤によって使用する電源装置の種類が決定される場合が多い。

この請求項1記載の発明によれば、遊技盤と機能的に適合する電源装置のみが裏機構盤の共通取付部に取り付けられるように、使用する電源が異なる遊技盤毎に、電源装置及び遊技盤裏面構成部材に設けられた係合部の位置、大きさ、形状等が変えられているため、誤って異なる電源を供給する電源装置を取り付けることがなくなる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、遊技盤に必要な電源を供給可能な電源装置かどうかを見ながら電源装置を取り付けることができる。これにより、必要な電源の種類を把握した状態で電源装置を取り付けることができ、より確実に機能的に適合した電源装置を取り付けることができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、裏機構盤が、異なる種類の電源装置を取付可能となっているため、異なる電源装置を使用する場合であっても裏機構盤側を共通利用することができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】削除

【補正の内容】**【手続補正15】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】削除

【補正の内容】**【手続補正16】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0020】**

請求項2記載の発明は、請求項1に記載の遊技機において、前記遊技盤裏面構成部材の裏面の係合部が突出部となっており、前記電源装置の係合部が前記突出部に嵌合する嵌合部となっていることを特徴としている。

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0021】**

この請求項2記載の発明によれば、遊技盤裏面構成部材の裏面の係合部が突出部、電源装置の係合部が嵌合部となっているため、スムーズに係合部同士の係合を行うことができる。

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】**【手続補正19】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】**【手続補正20】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】**【手続補正21】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】**【発明の効果】**

請求項1記載の発明に係る遊技機によれば、遊技盤と機能的に適合する電源装置のみが裏機構盤の共通取付部に取り付けられるように、使用する電源が異なる遊技盤毎に、電源装置及び遊技盤裏面構成部材に設けられた係合部の位置、大きさ、形状等が変えられているため、誤って異なる電源を供給する電源装置を取り付けることがなくなる。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

また、遊技盤に備えられた遊技盤裏面構成部材に電源装置が取り付けられるため、遊技盤に必要な電源を供給可能な電源装置かどうかを見ながら電源装置を取り付けることができる。これにより、必要な電源の種類を把握した状態で電源装置を取り付けることができ、より確実に機能的に適合した電源装置を取り付けることができる。

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正27】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

また、裏機構盤が、異なる種類の電源装置を取付可能となっているため、異なる電源装置を使用する場合であっても裏機構盤側を共通利用することができる。

【手続補正28】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正29】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正30】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

請求項2記載の発明に係る遊技機によれば、遊技盤裏面構成部材の裏面の係合部が突出部、電源装置の係合部が嵌合部となっているため、スムーズに係合部同士の係合を行うことができる。

【手続補正31】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0069

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正32】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正33】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】削除

【補正の内容】